

【体積（メーター）販売用】

◎内容を十分にお読みください！

# LPGガス販売(供給)に関する重要書面



## LPGガス販売(供給)契約書

## 液化石油ガス法第14条の書面

1 お知らせ及び契約年月日

西暦 20 年 月 日

2 お客様名

様（お客様コード）

3 LPGガス販売店

所在地：

販売店名： 熊本県八代市弥生町15-10  
吉住酸素工業株式会社  
代表者名： 代表取締役 吉住一郎

電話番号： TEL (0965) 33-1163

担当者名：

4 緊急時の連絡先

所在地：

名称： 熊本県八代市弥生町15-10  
吉住酸素工業株式会社

電話番号： TEL (0965) 33-1163

注）この書類は、法の改正並びに行政等の指導により、改正することがありますので、ご了承ください。

西暦2017年4月1日制定

---

## LPガス販売(供給)契約書並びに 液化石油ガス法第14条の書面

---

本書類は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下、「液化石油ガス法」と言います）第14条並びに同法施行規則第13条に定める事項（以下、「本書面」と言います）をお知らせするとともに、お客様と当販売店との間に、液化石油ガス（以下、「LPガス」と言います）の継続的な販売（供給）並びに保安に関する基本的な事項について、以下の通り契約（以下、「本契約」と言います）を締結します。

LPガス販売契約書及び書面受領書	1ページ
1. LPガスの種類について	2ページ
2. LPガスのお届け方法について	2ページ
3. LPガスの料金について	2ページ
4. 保安（災害防止）に関する責任について	4ページ
5. 保安業務の実施とその責任について	5ページ
6. 供給設備の所有関係について	5ページ
7. 消費設備の所有関係について	6ページ
8. LPガス設備の管理等について	6ページ
9. LPガスの販売（供給）契約の解除について	6ページ
10. 契約解除時の消費設備の取扱いについて	7ページ
11. 契約解除時の供給設備の取扱いについて	7ページ
12. 防災等についてのお願い	7ページ
※マイコンメーターの復帰方法	
クーリング・オフ制度のお知らせについて	9ページ
別添 保安業務区分並びに保安機関等の通知書	10ページ

---

### ※個人情報保護法第18条に基づく「本重要書面等の利用目的」

本重要書面及びお取引に当たって必要な氏名、住所、電話番号、振替口座番号、家族、ガス機器等の状況、その他液化石油ガス法で定める事項等の情報は、次の目的のために利用させて戴きますので承願います。

- LPガスの供給、設備工事、保安を行うために利用。
- LPガス機器及び警報器等の販売、設置、修理、点検、アフターサービス等のために利用。
- 上記に関するサービス・製品等のお知らせ・案内・調査・データ分析。

また、業務を円滑に遂行するためLPガス容器等の配送会社、LPガス設備の保安点検会社、LPガス工事会社、口座振替先の金融機関、情報処理会社等に業務の一部を委託する事があります。このため、必要な範囲で委託先への個人情報を提供する場合がございます。その際には、当社は委託先との間で個人情報の取扱いに関する適切な監督を行います。

なお、当社が所有している情報について、開示、訂正、追加、削除、利用停止等のご希望がある場合は、当社までお知らせください。

# L P ガス販売契約書及び書面受領書

(特定商取引法の書面受領書)

## 1. L P ガスの供給契約について

L P ガスの供給契約は当販売店がお客様へ L P ガスを継続的に販売する契約書です。  
本契約日から開始となり、下記事項の効力が適用となります。

## 2. L P ガス料金のお支払い時期及び方法、L P ガス料金の延滞期間に課する延滞利率

支払時期（毎月末・毎月　　日）、方法（口座振替・振込・現金）、延滞利率（年　　%）とします。

備考：

## 3. 協議事項

本契約及び本書面に定められていない事項及び疑義を生じた事項については、お客様並びに当販売店において、誠意を持って友好的に話し合い、解決するものとします。

## 4. 本書面の省略事項

本契約書の成立を証するため、本書 2 通を作成し、お客様並びに当販売店、それそれが記名捺印（署名可）し、各 1 通を各自保有するものとします。なお、販売店が保有する本書についての本ページ以外の記載事項は、お客様にお渡しするものと同文として省略します。

## 5. 当販売店の所有する供給設備

○印	供給設備機器名	型式及びその他特記事項			数 量	設置時費用
	容 器 等	容器	kg ×	本、バルク・貯槽	基	
	集合装置・調整器				式	
	ホース（高圧・低圧）				本	
	そ の 他 供 給 管				式	
	ガ ス メ ー タ 一				個	
	貯 戻 設 備				式	
	伝 送 装 置 (NCU)				台	

## 6. 当販売店がお客様に割賦販売し、所有権を留保している消費設備等

割賦販売消費設備	型式等	数量	設置費	割賦料の月額	開始年月	終了年月
			円	円	年 月	年 月

## 7. 当販売店がお客様に賃貸し、所有権を有する消費設備等

賃貸消費設備	型式等	数量	設置費	賃貸料の月額	開始年月	終了年月

契約日	西暦 20 年 月 日	開栓日・メーター指針	西暦 20 年 月 日	.	m <sup>3</sup>	
お 客 様	住 所	※ L P ガス販売店から本書面の内容の説明を受け、ご納得のうえ記載してください。				
	氏名又は名称	㊞	□	( )		
	緊急連絡先	□	( )			
L P ガス販売店	住 所	熊本県八代市弥生町 15-10				
	氏名又は名称	吉住酸素工業株式会社				
	連絡先	(	TEL)(0965) 33-1163	)		

## 1 LPガスの種類について

お届けしますLPガスの種類は、「い号液化石油ガス」です。

プロパン及びプロピレンの合計量の含有率	エタン及びエチレンの合計量の含有率	ブタジエンの含有率
80%以上	5%以下	0.5% 以下

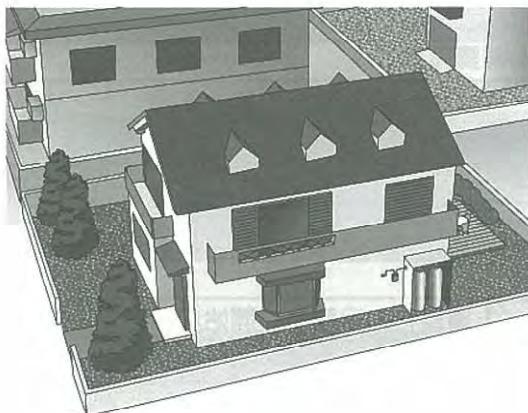
## 2 LPガスのお届け方法について(体積販売【メーター販売】)

お客様にLPガスを安心して便利にお使いいただけるように、以下のとおり「容器交換方式」または「バルク供給方式等」の方式でLPガスをお届けいたします。

なお、ガスマーターによる販売は、ガスマーター出口をもってお引渡し箇所とし、計量法の規定に従ってガスマーターに表示されるガス通過量を毎月定期的に検針し、ご使用量(m<sup>3</sup>)をお知らせいたします。ただし、災害等が発生した場合は、この限りではありません。

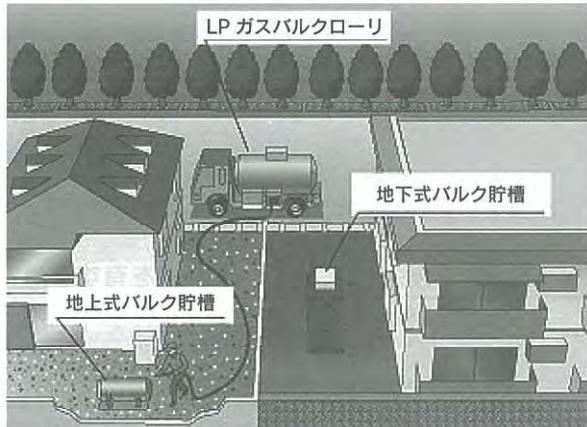
### 「容器交換方式」

充てんした容器をガスが切れないよう、計画した配送日に配達し、供給設備に接続して、いつでもLPガスをお使いいただけるようお届けします。



### 「バルク供給方式等」

お客様宅に設置したバルク（貯槽・容器）または貯槽に計画的にLPガスバルクローリーによりLPガスを充てんしお届けします。



## 3 LPガスの料金について(体積販売【メーター販売】)

(1) 毎月検針時にお知らせしたご使用量をもとに、別添の基本料金、従量料金等からなるLPガス料金表により計算されたLPガス料金を次の時期、方法によってお支払いいただきます。

なお、LPガス料金は、LPガスの仕入価格等の経済状況の変化によって、値上げまたは値下げをお願いすることがあります。料金を改定する際には原則として1ヶ月前に改定後のLPガス料金をお知らせいたしますが、料金改定の実施予定日までにお客様から特段の意思表示がない場合は、了承されたものとして実施させていただきます。

①お支払い時期、方法について（消費税込）

L Pガス販売契約書及び書面受領書のとおりです。（1ページを参照ください）

②L Pガス料金の算定方法及び算定の基礎となる項目

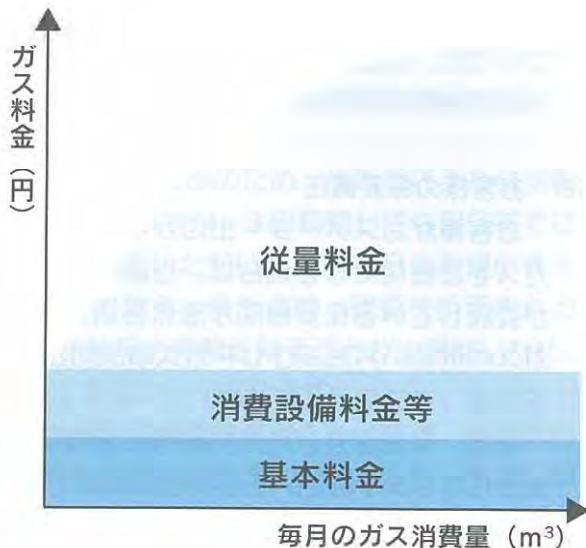
$$\text{L Pガス料金} = \text{基本料金} + \text{従量料金} + \text{消費設備料金等}$$

※ L Pガス料金は、基本料金、従量料金のほかに、消費設備等を当販売店から割賦購入または賃貸しておられる場合、その料金も含めたものとなります。

※ 従量料金については原料費調整制度を用いることもあります。

原料費調整制度とは…

液化石油ガス（LPG）の価格は、為替や原油価格の動きに応じて変動し、こうした価格の動きに対応するため、原料価格の変動額をガス料金に反映させる制度です。



③算定の基礎となる項目の内容

#### イ、基本料金

L Pガスのご使用量に関係なく発生する経費を一律にいただく料金で、L Pガス容器（シリンダー）、ガスマーティー、調整器、供給側配管等の供給設備費用や法定点検調査、保安車両、容器検査費等の保安管理費、L Pガス保険料、検針費等の固定管理費が含まれます。

#### ロ、従量料金

L Pガスのご使用量に応じて発生する経費をご使用量に応じていただく料金で、ガス原料費、ガス配達費、管理費等変動的経費と利益が含まれます。

#### ハ、消費設備料金

お客様と当販売店が器具、設備代金等について割賦販売または賃貸契約した場合にその割賦料または賃料としていただくものです。

### (2) L Pガス供給の一時停止について

L Pガス料金の請求日から30日経過しても、お支払いがなく、かつ当販売店が期間を定めて督促しても、なお、その期間内にお支払いがない場合は、お客様へ通知の上、L Pガスの供給を一時停止させていただきます。なお、正当な理由なくお支払いがない場合は、支払期間経過後の経過日数に応じて延滞料を申し受ける場合があります。また、ご入金後の再供給開始にあたり、再開栓料をいただく場合があります。

### (3) 保証金について

お客様へL Pガスを供給するにあたり、L Pガス料金等の収納を担保するために「保証金」をお預かりする場合があります。将来その事由が発生した場合は保証金をもって充てさせていただきます。

なお、当販売店で保証金をお預かりした場合は「保証金預り証」を発行いたします。

## 4 保安（災害防止）に関する責任について

お客様と当販売店は、供給設備及び消費設備の保安責任について、それぞれ次の通りとします。

### (1) 当販売店の保安責任

貯蔵設備（容器、バルク貯槽、バルク容器、貯槽）からガスメーター出口までの供給設備については、当販売店または当販売店が委託しています経済産業大臣または県知事の認定を受けた保安機関が定期点検を行い、当販売店が責任を持って維持管理します。

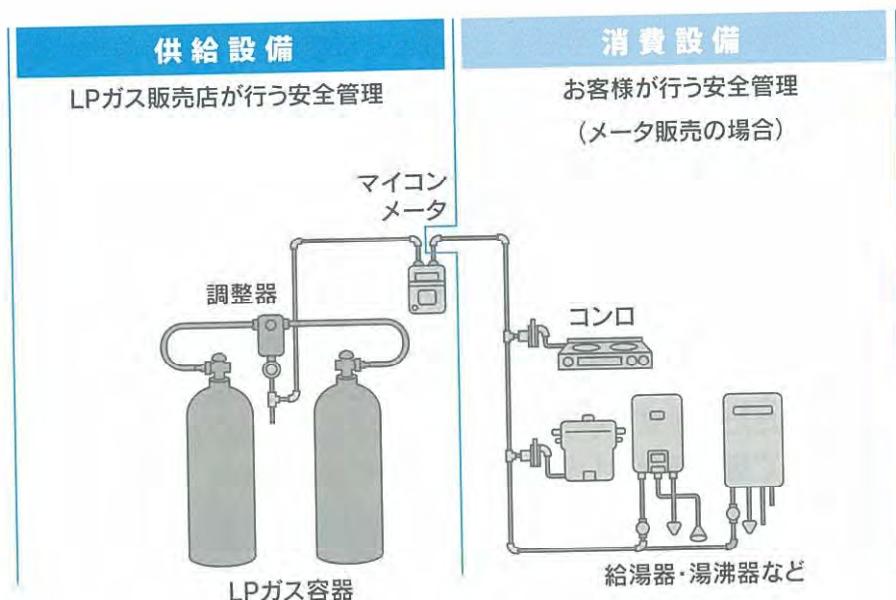
### (2) お客様の保安責任

お客様がガスメーター出口から燃焼機器（給排気設備を含む）までの消費設備を用いてLPガスをご使用になる場合は、当販売店が本書面をお渡し時、あるいは当販売店または当販売店が委託している保安機関が液化石油ガス法に定められた回数以上配布します「周知文書（LPガスの取扱い方法及びLPガス事故防止についてのお知らせ）」等を参考にされて、お客様が責任を持ってご使用ください。

なお、本書面及び周知文書等に記載の注意事項を守らないで起きた事故、災害は、お客様の責任になりますので、正しい使用方法でご使用ください。

### (3) 設備管理についてのお願い

お客様の敷地内にある供給設備及び消費設備について、火災等の緊急時を除き、当販売店の承諾なく、かつ資格を有する者（液化石油ガス設備士）以外の者によって、取り外したり、移動したり、変更等を加えることは違法行為となる恐れがありますので、ご注意をお願いします。もし、その必要が生じた場合は事前に当販売店までご連絡下さいようお願いします。



※貯蔵設備（LPガス容器等）から2メートル以内に火気及び火気を発生させる設備機器を設置することは、法律で禁止されています。

エアコンの室外機は火気とみなされていますので、設置される際はLPガス販売店までご相談ください。

## 5 保安業務の実施者とその責任について

### (1) 保安業務区分とその内容

液化石油ガス法規則第 29 条の保安業務については、当販売店または当販売店から委託している保安機関が実施します。保安業務及び保安業務を実施する保安機関は別添「保安機関等の通知書」の通りです。(10 ページを参照ください)

### (2) 保安業務に関する責任等

イ、保安業務区分③定期供給設備点検、④定期消費設備調査の実施のため、当販売店または当販売店が委託している保安機関がお客様のところへお伺いしますが、3 回訪問しても留守等でご不在のため、同点検、調査が実施できない場合は、ご連絡いただいた在宅日にお伺いすることとします。なお、その指定された日時にもご不在の場合、また点検・調査を拒否される場合は、当販売店は、お客様の消費設備について安全の確保の有無を知ることが出来ないため、点検・調査が出来るまで、**L P ガスの供給を一時停止**することがあります。

ロ、保安業務区分①供給開始時点検・調査及び④定期消費設備調査の結果については、当販売店または当販売店が委託している保安機関の調査票をもってお客様にお知らせいたします。調査の結果、経済産業省令の技術上の基準に適合していない場合は、お知らせした後、原則として 6 カ月以内に再度、当販売店または当販売店が委託している保安機関が調査にお伺いしますので、保安確保のため速やかに改善されますようお願いします。

ハ、保安業務区分①～③の供給設備の点検の結果、または①、④の消費設備の調査の結果によって、災害発生の恐れがあると考えられる欠陥箇所が明らかになった場合には、その欠陥箇所が改善されるまでの間、**L P ガスの供給を一時中止**することがあります。また、その欠陥が消費設備の中の重大なものである場合には、液化石油ガス法第 35 条の 5 に基づいてその消費設備の所有者または占有者であるお客様に対し、県知事から基準適合命令が出されることがあります。

二、保安業務の点検・調査を拒否されたり、消費設備の調査結果に基づく改善をお客様が講じなかったために起こった災害による損害またはハ、(①、④の消費設備に限る) の L P ガス供給中止による損害については、お客様の責任になります。

## 6 供給設備の所有関係について

### (1) 供給設備の設置場所と設置費用

供給設備は、保安が確認される場所で、お客様が指定された場所に、お客様と協議した日時、方法により設置します。**供給設備の設置費用については原則として当販売店が負担**するものとし、当販売店またはその指定を受けた者（県知事に届出の特定液化石油ガス設備工事事業者）が工事して設置します。なお、**お客様の都合により、変更、交換、修理等を行う場合は、その費用はお客様負担**とさせていただきます。

### (2) 供給設備の所有に関する事項

お客様のところに設置した当販売店（当販売店が指定した者を含む）が所有する供給設備は 1 ページ契約書の「5. 当販売店の所有する供給設備」の付表の○印の通りです。

## 7 消費設備の所有関係について

- (1) お客様宅に設置されているガスメーター出口から燃焼機器（給排気を含む）までの消費設備は、原則としてお客様（またはお客様がお住まいの建物等の所有者）の所有する設備となります。
- ただし、1ページ契約書の「6. 当販売店がお客様に割賦販売し、所有権を留保している消費設備」の消費設備は当販売店がお客様に割賦販売して所有権を留保している消費設備であり、「7. 当販売店がお客様に賃貸し所有権を有する消費設備」の消費設備は当販売店がお客様に賃貸しているものです。
- (2) 該当する消費設備の毎月の割賦料及び賃料は、消費設備料金として終了まで毎月のLPガス料金に含めて請求させていただきます。  
また、お客様のご都合や責任により修理、交換が必要となった場合の費用は、お客様にご負担をしていただきます。賃料をいただいている設備の場合も同様とします。
- (3) お客様宅に設置した当販売店所有の設備について、設備の維持・管理・所有権を表示する表示板等を掲げる場合があります。

## 8 LPガス設備の管理等について

- (1) 当販売店は、お客様がLPガス設備を使用されるに際し、支障のない状態で設置し、その維持管理に努めます。また、お客様は善良な管理者の注意をもって当該設備の管理を行うものとします。
- (2) LPガス設備の転貸・売却の禁止  
当販売店の承諾なく、当販売店の所有の設備を利用して、他のLPガス販売店からLPガス購入をすることは出来ません。また、設備をお客様が転貸・売却することも出来ません。

## 9 LPガスの販売（供給）契約の解除について

契約解除の通知は、解約ご希望日の最低一週間前までにお客様ご自身が申し出てください。

- (1) 次に掲げる事由が生じたときは、解除予定日の原則として一週間前の契約解除の通知により契約を解除できるものとし、相手方に対する損害賠償の請求は行わないものとします。
- ①お客様の住所転居等によってLPガスを使用する必要がなくなったとき。  
②当販売店がLPガスに関する事業を廃止するとき。
- (2) 次に掲げる事由が生じたときは、お客様または当販売店は、相手方に通知することによってこの契約を解除できるものとし、併せてこれらの事由による違約金、損害賠償の請求が出来るものとします。
- ①正当な理由なく当販売店がLPガスの供給に支障を生じたとき、または保安上の必要な措置を講じなかったため、重大な災害発生の恐れを生じたとき。  
②この契約に違反し、相当の期間を定めてその是正を求めても、その違反事実が解消されないとき。  
③お客様の一方的な都合により解除される場合で、解除予告期間が一週間に満たないとき。

## 10 契約解除時の消費設備の取扱いについて

(1) 当販売店が所有する消費設備については、解約時には適正な時価相当額でお客様に買取り清算をしていただきます。

定額法による時価相当額の計算方法は、以下のとおりとなります。

$$\text{時価相当額} = \text{設置時費用} - [\text{設置時費用} \times 1/15 \times \text{経過月数} \div 12]$$

注:定率法やその他の方式により、時価相当額を明示する場合は、別途お知らせいたします。

(2) 当販売店が割賦販売し、所有権を留保しています消費設備については割賦未集金額によりお客様に買取り清算をしていただきます。

## 11 契約解除時の供給設備の取扱いについて

(1) 当販売店の供給設備は契約解除日到来後、当販売店が遅滞なく撤去することを原則としますが、次の場合には供給設備をお客様敷地内等に引き続き置かせていただくことがあります。

①お客様へのLPガス供給が複数のお客様に対する同一の設備を用いて行われている場合。

②当該設備が業務用等の大規模設備であって、撤去にあたり多大な費用及び日数を要する場合。

③その他当該設備を引き続き設置することについてお客様の同意を得た場合。

④販売契約解除時に清算されるガス料金等がある場合は、その清算の完了後とさせていただきます。

⑤お客様が変更されるLPガス販売業者に当販売店が設備を売却する場合。

(2) お客様のご都合により契約が解除される場合で、LPガス供給設備の引き取りのための撤去費用や保安引継ぎの立会費用、契約解除に伴う諸負担が発生した場合は**清算費用として請求**させていただきます。この場合、撤去と同時履行となります。

## 12 防災等についてのお願い

### (1) 火災発生の場合

直ちに容器バルブを閉め、消防署など関係者に位置を知らせ、当販売店または当販売店が委託している保安機関へ必ず連絡してください。なお、火災消火後は必ず当販売店または当販売店が委託している保安機関の点検を受けてからご使用ください。

また、お客様の近くで火災が発生したときも、同じように対処してください。



(2) 地震が発生した場合

あわてずに使用中の火を消し、速やかに避難して下さい。

なお、大きな地震が発生した後では、LPガス配管やガス機器等からガス漏れの恐れがありますから、当販売店または当販売店が委託している保安機関の点検・調査を受けてからご使用ください。



(3) 水害の場合

水害によって供給設備、消費設備が冠水した場合は、当販売店または当販売店が委託している保安機関の点検・調査を受けてからご使用ください。



(4) お客様がご使用になる燃焼器について、当販売店以外からLPガス燃焼機器を購入して設置される場合は、当販売店の点検・調査を受けた後ご使用下さい。

なお、ご連絡がなく、そのままご使用になった燃焼器の原因による火災、事故等については、当販売店としては責任を負いかねますのでご了承下さい。



### LPガスの性質

1. 空気よりも重い

LPガスは空気よりも重く、もれると低いところや物陰にたまる性質があります。もしガスがもれたら、とくに下のほうの風通しを良くしてガスを屋外に追い出しましょう。

2. ニオイをつけてある

LPガスそのものは無色無臭ですが、もれたときに分かるように玉ねぎの腐ったようなニオイをつけてあります。

3. 燃焼にはたくさんの空気が必要

LPガスが燃焼するためにはたくさんの空気（酸素）が必要です。室内でガスを使用するときは、十分に換気をしてください。換気が不十分な場合は、不完全燃焼を起こし一酸化中毒(CO)が発生しますので十分注意して下さい。

## マイコンメーターの復帰方法

1. ガス栓・器具栓をすべて閉じる。

※容器バルブを閉めたまま復帰操作をすると再びガスを遮断するので、容器バルブが開いているのを確認してから復帰操作を行いましょう。



2. 復帰ボタンを押してすぐに離す。

※表示部分の液晶または赤ランプが点滅します。

※ボタンにキャップのあるタイプもあります。



3. 1~2分待つ。

ガス漏れがないかどうか、安全確認しています。異常がなければ、液晶または赤ランプの点滅が消え、ガスが使えるようになります。

※正常に復帰しない場合や、不明な点がある場合はLPガス販売店にご連絡ください。

## クーリング・オフのお知らせ

以下の「クーリング・オフのお知らせ」の規程の対象のお客様は、LPガス販売にあたって、「特定商取引法の訪問販売等にあたる場合のみ」適用させていただいておりますので、ご了承をお願いいたします。

1、お客様が、訪問販売及び電話勧誘販売で契約された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面（下図参照）により、無条件で申込みの撤回を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力は、書面を発信したとき（郵便消印日付など）から発生します。ただし、現金取引（契約したその場で商品の引き渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと）で、その代金が3,000円未満のときは、クーリング・オフはできません。

2、この場合お客様は、

- ①損害賠償及び違約金の支払を請求されることはありません。
- ②すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は事業者が負担します。
- ③すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
- ④商品を使用若しくは消費し、または権利行使して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。また、役務の提供を受けたまたは施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払義務はありません。
- ⑤役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態にもどすよう請求することができます。

3、上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認し、または威迫したことにより、困惑してクーリング・オフを行わなかつた場合は、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について、説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフすることができます。

下図のように「ハガキ」等に必要事項をご記入の上、販売店宛て郵送してください。

郵便はがき	
切手	
電話番号	ご住所
ご契約者名	○ ○ 販売店名
	○ ○ 販売住所
	○ ○ 電話番号
	○ ○ 商品名・役務の種類
	右記日付の契約は解除します
	契約日 平成〇年〇月〇日

※上述の参考例は「ハガキ」によるものですが、簡易書留が確実です。また、内容証明郵便、配達記録便、書留なども確実です。

※そのほか、記入するものとしては、①商品の等の金額、②支払った金額（〇〇円）を至急ご返送ください。③振り込み先、④既に受け取っている商品を早急に引き取つてもらうことなどを記入する。

(別添)

## 認定保安機関周知書

### 1 保安業務区分及び保安業務の内容

保安業務区分	保安業務の内容
①供給開始時点検・調査	供給開始時に供給設備の点検、消費設備の調査を行います。
②容器交換時等供給設備点検	容器の交換時または毎月の検針時等に供給設備の点検を行います。
③定期供給設備点検	液化石油ガス法に定められた期間ごとに、供給設備の点検を行います。
④定期消費設備調査	液化石油ガス法に定められた期間ごとに、消費設備の調査を行います。
⑤周 知	液化石油ガス法に定められた期間ごとに、災害の発生の防止に 関し、必要な事項をお知らせします。
⑥緊急時対応	LPGガスに関する災害の発生及び災害の恐れがあるとの通報を 受けた場合に速やかにその措置を講じます。
⑦緊急時連絡	LPGガスに関する災害の発生及び災害の恐れがあるとの通報を 受けた場合に適切な助言または他の保安機関に連絡を行います。

### 2 保安業務の実施者

保安業務区分	認定保安機関の名称・住所・電話番号
①供給開始時点検・調査	熊本県八代市弥生町15-10 吉住酸素工業株式会社 TEL(0965)33-1163
②容器交換時等供給設備点検	熊本県八代市大島町5059 八代協同ガス配送センター(株) TEL(0965)37-1900
③定期供給設備点検	熊本県八代市弥生町15-10 吉住酸素工業株式会社 TEL(0965)33-1163
④定期消費設備調査	熊本県八代市弥生町15-10 吉住酸素工業株式会社 TEL(0965)33-1163
⑤周 知	熊本県八代市弥生町15-10 吉住酸素工業株式会社 TEL(0965)33-1163
⑥緊急時対応	熊本県八代市弥生町15-10 吉住酸素工業株式会社 TEL(0965)33-1163
⑦緊急時連絡	熊本県八代市弥生町15-10 吉住酸素工業株式会社 TEL(0965)33-1163